（様式２）

令和　　年　　月　　日

　宍粟市長　福　元　晶　三　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

守秘義務に関する誓約書

当社は、新病院整備事業（以下「事業」という。）につき、令和４年８月２日付で公告された「宍粟市新病院整備事業マーケットサウンディング実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載された対話によるマーケットサウンディング（以下「対話」という。）への参加申込み（以下「申込」という。）を行うに当たって、以下の条項を遵守することを誓約します。

（使用目的）

第１条　当社は、実施要領の規定に基づき、申込に当たって公立宍粟総合病院（以下「貴院」という。）から必要により資料の貸与を受け（以下「貸与資料」という。）、かつ、貴院との間で対話を行うこととなりますが、貸与資料及び対話において、当社が貴院から提供された事業又は貴院に関する情報（以下「秘密情報等」という。）を、対話の準備及び実施（以下「目的」という。）以外の目的のために使用いたしません。

（秘密保持義務）

第２条　当社は、秘密情報等を秘密として管理するものとし、貴院の書面による事前の承諾を得ずに、いかなる第三者にもこれを開示いたしません。また、貴院の事前承諾を得て第三者に秘密情報等を開示する場合は、当該第三者に対して、本誓約書における内容と同等の当社に対する契約上の守秘義務を負わせるものとします。ただし、当社に対する官公庁又は法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）の要求により秘密情報等を開示する必要が発生した場合は、当社は、事前に貴院にその旨を書面により通知した上で、当該要求に対応するために必要な範囲に限り、貴院による承諾及び守秘義務契約の締結なくして第三者に秘密情報等を開示することといたします。

２　当社は、貴院から秘密情報等が、貴院又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、貴院又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、秘密情報等を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

３　当社は、秘密情報等の複写、複製は、目的達成のために必要最小限の範囲でのみ行うことといたします。また、当社は、複写物及び複製物についても秘密情報等の管理と同等の管理を行うことを約束いたします。

４　当社は、自らの責任において、前項の定めにより秘密情報等の全部又は一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

（個人情報の取扱い）

第３条　秘密情報等のうち個人情報に該当するものについては、法令等により貴院及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により貴院及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

（存続期間）

第４条　本誓約書に基づき当社が負う義務は、当社が事業の募集への応募を行うか否かに関わらず、秘密情報等の返還後も存続するものとします。

（損害賠償義務）

第５条　当社は、当社の本誓約書に違反する行為により秘密情報等が漏洩した事実又はその兆候がある場合には、速やかに貴院に報告した上で、貴院の指示に従って次の事項について対応いたします。

⑴　事実関係の把握

⑵　秘密情報等の所有者によって識別される本人その他関係者に対する通知

⑶　原因の究明と再発防止

⑷　秘密情報等の返還、廃棄等

⑸　その他対応を要する事項

２　当社の本誓約書に違反する行為により秘密情報等が漏洩した場合、当社は、これにより貴院又は第三者に生じた損害を、直接賠償いたします。

（書類の返還等）

第６条　当社は、貴院の指示に従って、貴院の別途指定する日までに、秘密情報等に係る書面、磁気ディスク、複写物、複製物、その他秘密情報等の一部又は全部が表示され又は化体した一切の媒体を返還し、又は廃棄いたします。ただし、法令等上、行政上もしくは裁判上の手続に関連して、又は監督省庁その他の公的機関の規制、命令、ガイドラインなどにより秘密情報等を破棄することが禁止されている場合、及び当社の内部使用目的で作成されたもので当社の業務に関わる機密情報が分離不能な状態で含まれている場合は、当社は法令等の規定に従い、これを適切に保存致します｡